

議会改革特別委員会

平成25年11月26日

葛城市議会

開 会 午後2時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

委員各位には大変お忙しい中、先週に引き続き委員会を招集させていただきましたところ、全員に参加いただきまして、まことにありがとうございます。また、先週に引き続き議会改革の中でいろいろな意見をお聞かせいただきまして、いろいろと前進させてもらうように努力したいと思いますので、皆さん方、どうかご協力よろしくお願いいたします。

委員外議員の出席、内野議員と増田議員でございます。

一般傍聴の申し入れが1名あります。

お諮りいたします。一般傍聴を許可することに異議がございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

所管事項の調査について、(1) 議会改革についてを議題といたします。

前回に引き続き、本日は議会基本条例制定に向け、議会改革特別委員会において、これからの審議すべきさまざまな事項について優先順位などを含めまして議論いただきたいと思います。

まず、前回の委員会でご意見がございました議会基本条例とはどういうものかについて、資料を用意させていただきましたので、事務局より説明をお願いいたします。

局長。

寺田事務局長 失礼します。まず資料の確認ですが、一番上の方に議会基本条例というのがございます。そして、2つ目に栗山町議会基本条例というのがございます。そして最後に、前回のときに提案されたこれからの議会改革特別委員会で審議すべき事項といった資料、3種類ございます。

それでは、まず1枚目の議会基本条例についてご説明申し上げます。1番として、議会基本条例の定義として、自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応えてすぐれたまちをつくるために、議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させる原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置づけられた条例でございます。これにつきましては、自治・議会基本条例論の方から抜粋させていただきました。

2番目として、議会基本条例の具体的な内容として、具体的な内容は制定団体により異なるが、1番として、住民などとの意見交換のための会議の設置、2番、請願、陳情等の住民からの政策提案としての位置づけ、3番目、重要な議案に対する議員の賛否の公表、4番目、

年1回の議会報告会の義務化、5番目として、議員の質問に対する執行部側の反問権付与、6番目として、政策形成過程に関する資料の提出を義務化、7番目として、議決事項の追加、8番目、議員相互間の自由討議の推進、9つ目として、議会活動費に関する透明性の確保、10番目として、議員の政治倫理の明記、最後に、最高規範性と一定期間後の規定の見直し、などについて定めるのが通例となっている。これにつきましては、新・自治用語辞典から引用させていただきました。

次、2枚目をお願いいたします。3番目として、全国の市議会における議会基本条例の制定状況などについて調べました。なお、平成24年12月31日現在、全国市議会議長会の調べでございます。人口5万人未満として、251市がございます。そのうち、68市が制定されておられます。率に直しまして27.1%でございます。そして、市として全市では811市ございますが、そのうち222市が制定されておられます。率としては27.4%でございます。

そして4番目として、奈良県内の市議会における議会基本条例の制定状況についてでございます。これにつきましては平成25年11月22日現在で、最初に天理市議会が平成21年6月定例会において可決され、平成21年9月1日より施行されておられます。そして、2番目として奈良市議会、平成25年3月定例会において可決され、平成25年4月1日より施行されておられます。最後に生駒市議会でございますが、平成25年12月定例会での制定を目指し、現在協議されておられます。

あと、2枚目の資料といたしましては、日本で最初に基本条例を定められた北海道栗山町議会の基本条例の写しをつけております。また一読していただきましたらと思います。今回、説明は省略させていただきます。

そして、3つ目の資料として、前回までに提案されたこれからの議会改革特別委員会で審議すべき事項として、基本条例に制定されていることの中で1番から8番までの項目を列記しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

西井委員長 ただいまの議会事務局の説明につきまして、議会基本条例の定義、全国の議会で制定されている基本条例の具体的な内容、また全国及び奈良県内における基本条例の制定状況について説明願いました。そして、もう1点、北海道の栗山町議会の議会基本条例をお配りさせていただいておりますので、こちらについてはこれからの基本条例の参考資料にしていきたいと思っております。

それでは、前回、基本条例制定に向け、8つでしたか、個々にいろいろな意見を聞かせてもらいましたけど、どの点を議題として上げておくべきかということを一週間の間に考えておいてくださいということをお願いしておりますが、何かご意見ございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 前回の議会改革特別委員会で一定の審議すべき事項という形で、提起をさせていただきました。提起することは簡単なことでありますけれども、それを具体化をしていくということになれば、本委員会の委員が共通の認識に立ち、それぞれの審議すべき事項について議論をする必要がある、こういうふう思うわけがあります。

そこでひとつ、委員長にお願いをしたいわけでありますけれども、このスピードで議会改革特別委員会を開催していただくということで、本当に力強い思いをするわけでありますけれども、やはりまず委員が共通の土台に立つということで、議会基本条例の目的、そしてどのような役割を果たしていくのかということ等、勉強会をする必要があるのではないかとこのように考えています。この点はひとつ、考慮いただきたいというふうに思います。

やはり、ちゃんとした理念、議会の果たすべき役割、あるいは議員の責務、こういうことをきちっと統一した認識として持って取り組んでいくことが必要であると、このように考えております。

審議すべき事項の中で、先般も申しましたけれども、議員報酬あるいは会派制度、これは具体的には採用はされていませんけれども、一応届出をするということになっております。これらについては、既に条例において、あるいは申し合わせ事項等において実際に現存しているということでもありますので、政務活動費あるいは議会報告会、そして議員間討議について、個々の課題としてはこの3つをぜひ取り上げていただいて、議論をしていきたい。しかし、これらを議論する上では、やっぱりちゃんとした共通の認識の上に立つ必要がある、このように思います。

よろしくお願いをしておきたい、このように思います。

西井委員長 今のでちょっと。私の思いといたしましては、白石委員がおっしゃるように、政務活動費及び議会報告会、また一番委員会で取り上げやすいところから進めようということで、議員間討議、また先ほど出てきたように反問権についても、議員及び理事者側とも含めて討議を慎重に進める中では必要かと思えます。

また、議会基本条例制定について、新たに勉強会なり、また新しい先進地を近いところで視察ということも、時期を見ながら前向きに推進していき勉強していきたいと思えます。

そういうことで、皆さん方、よろしいでしょうか。

ほかに、基本条例の中で、先週申し上げてました8項目以外で、検討してもらいたいなどというご意見はございませんでしょうか。

阿古委員。

阿古委員 もう一度、基本条例についてということで資料をいただきまして、まず、これは栗山町の基本条例を添付していただいているんですけども、これに書かれていることはまさにそのとおりなんですけど、では今現在、葛城市において何ができてるのか、何ができてないのかということをもまず言うていただかないとわからないと思うんです。今葛城市の議会というのはそれなりに機能を果たしているわけですから、地方分権の時代と言われて、それを担う議会として、その立場として果たしていくわけですから、ここに書かれていることが全てできてないことは絶対ないわけですよ。多分8割、9割は当然できてるはずなんですよね。それで、ではその中で何ができてないのかということをもまず明記していただくと、わかりやすいなと思えます。

それと、もう一つは、全てが整わないと基本条例というのは制定できないという考え方は、多分、先例地が持っているものの全てがそろわないと葛城市としての議会基本条例が制定で

きないというわけでは、決してない。というのは、例えばもう今4分の1の市が条例制定をしているわけです。している中で、先進地と言われる栗山町なり伊賀市なり、そういう早くに設置されたところをたたき台にしていろいろ、多分同じようなものをつくられたんやと思うねけども、ではそれを施行されていてあまり必要ではなかったとか、これはうまくいってないよとか、そういうことってきつとあるはずなんです。制定したときの意思というのはそれなりに反映されて、していたんやけども、実際にそれをやってみたら思うほど効果がなかったとか、そういうようなものがもう出てるはずですから、それを検証することというのは、新しく後から制定する者にとっては非常に検証の価値があることかなと思いますので、そういう資料というか情報も当委員会ではそろえて、共有の認識をつくっていかないといけないかなと思います。

せやから、条例制定に当たっては、例えばいろいろな項目の中で、では政務活動費どうしましようかという話があって、政務活動費についてはその項目は上げたらいいんやけども、ではスタートの段階でどういう形のものやということが決まらなくても、それは随時追加して変更していくという項目を、附則を入れれば何ら問題はないわけやから、せやから、今現在で、では今現在のやっている葛城市のことで基本条例というものを仮につくってみて、今あるものだけでまずつくってみて、それで、ではあと何を追加したらええのかという議論の仕方も1つの方法かなというように思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 議会基本条例の制定に向けて、これはこの特別委員会をつくるに当たって大きな役割、また大きな趣旨に当たる、一番基本の大事な部分の作業だと思うんですが、今、阿古委員がおっしゃったように、この資料を見させていただいて、具体的な内容は制定団体により異なるということですが、今事務局の方から1番から11番までのさまざまな、通例である項目を皆さん方のお手元にも披瀝をいただいています。

確かにこの1番から11番の中に、もう既に葛城市議会としてどのような形で議会運営が進んでいるのかということも、1度事務局の方からこれが条例にのってそういう形で進めている、もしくは今ありましたように、申し合わせによって今運用されている、この辺のところを少し、今現状葛城市議会としてこのさまざまな基本条例に載せるとして、今現状請願や陳情の取扱いはどうなのか、また議会報告会はされているのかというようなことも少し詳しく、今現状を、わかる程度で今ご説明を願いたい。

このように思いますのと、奈良県で一番早くこの議会基本条例を制定された、この資料にもあります天理市、ここには私も当時副委員長という立場でおおせつかってましたので、当時の委員長と一緒にいろいろと研修に行きまわって、ここにあるように平成21年6月の定例会において可決、平成21年9月1日施行と、こういうふうにお手元の資料にはなっております。当時のいただいている資料をもう一度目を通しますと、平成21年の6月の定例会で可決ということで、平成19年6月から天理市議会のさまざまな議会基本条例における制

定に向けての会議が始まるわけでございまして、おおむね2年かけて天理市議会の基本条例がようやく制定をされた。その後は、今、阿古委員がおっしゃったようにどうなったのかなど。これは、平成21年以降はずっとさまざまな部会をつくって、それぞれ基本条例はつくったけれども、そこにまた変革があり変遷があり、そしてまたつけ加える項目があるということで、今私がいただいている資料で一番、平成24年4月2日まで、大体一月に1度程度、議会改革の、今度は制定をしていただいた後は、天理市議会の議会改革検討委員会という名前に変えて、またさまざま議会基本条例を制定した後もずっとその都度その都度開催をされて、さまざま基本条例に対していわゆるカスタマイズをされているというような状況でございますので、当然、先ほどありました天理市議会のが必ずというわけではないですけど、こういう先進地のさまざまな事例を、もう一度新しい葛城市議会の議会改革の委員会の中で、1度また今までの経過を研修をしていくということは大事やと思いますけども、やはり今おっしゃったように、1度今のスタンスの中で、基本条例を制定するに当たって、今、葛城市議会としては議会運営がこのような形で運用されているということ、まず1度テーブルに出してみることも必要ではないかと思えますし、その中で、天理市がやるように、その中の項目を加えるに当たって検討していったら、1つの土台づくりをつくった、それ以降またさまざま議会改革の委員会を引き続き、基本条例の中でさまざまなものを加えていき、また変更していくということも、1つの方法ではないかなと思います。

ただ、今まずテーブルに出していただいたこの、おおむね通例になっていると言われる11のさまざまな具体的な内容が、今葛城市議会ではどのような運用になっているのかということも、わかる範囲で事務局にご説明を願ったら、今の現状は皆さん統一の見解になるのではないかと、このように思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

西井委員長 事務局長。

寺田事務局長 失礼します。間違ふ発言をする点がありましたら、済みません、その辺はよろしくお願ひします。急にちょっとあれでしたので。

とりあえず、2番の基本条例の具体的な内容につきまして、1番から11番までの項目につきましては、2番の請願、陳情等の住民からの政策提案としての位置づけ、そして10番の議員の政治倫理の明記、これが2点だけ実施されておられていると思えます。

あとの点につきましては、具体的な内容については、まだされておられないかなと思えます。

それから、ここには載っておりませんが、議員定数の削減等につきましては、基本条例の中でも明記されておられるかなと思えます。これにつきましては、先だって定数削減されておられますので、これに該当すると思えます。

とりあえず、この1番から11番までの項目の中では、2番と10番のこの2点だけが実施されておられます。

以上、終わります。

西井委員長 ほかにございせんか。

阿古委員。

阿古委員 作業としては、いろいろな作業の仕方があるということをさきほど意見を申し上げました。とにかく、まずあるものだけで1回議会基本条例を作ってみましょうよという考え方、その中について、それはもう後に追加していきましょうという1つのやり方があるということです。その中で、当然ずっと変化していくわけですから、その中で最終的に完成したものができる。最初に公布というか、それを制定するときに、完璧なものというのはいり得ないわけやから、当然修正が将来かかることはもう目に見えるわけですので、せやから、先例地の状態を、制定後の状態を知るといことは非常に大切やといものは、そういうことやと思てます。

それと、やはり先進地といものは、それなりにそういうことを検討されて、いろんなことをやってきたから、それなりにすばらしい項目を入れられているとは思うんですけども、さっきも言いましたけども、もう4分の1が制定された中で、今から葛城市もつくりますねん、制定しますねんといことであれば、私は別に先進地がやっていることにこだわる必要はない。逆に言うたら、項目が入っていても削ってもいいと思うわけやし、逆に新たな項目を入れたら私はすばらしいことかなと思います。せやから、それが葛城市独自の議会基本条例といものが、私は最終的な理想の形なんちゃうかなとい気がします。

必ずしも今までやっておられることを必ずやらないといけないといことはないし、逆にやってきてないものでこれは絶対に必要やといものがあれば、それを見つけ出す作業といものは、私はすばらしいことやと思います。

せやから、そういう機会といか情報の提供を随時していつていただきたいと思います。以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

先ほど、私が申し上げましたように、またそれに向けて優先順位、また阿古委員おっしゃるように、その順位が決まったといこともありますし、また白石委員がおっしゃるように、1度勉強会、また同じ県内でいえば天理市が制定されて、その欠点も含めて検証すべきではないかとい意見もある中で、正副委員長で検討させてもらって、これについて順番、また優先順位でいくとしたら優先順位も含めて、正副委員長の方で検討しながら進めていくといことで、ご理解願えますでしょうか。

白石委員 委員長。

西井委員長 もうちょっといいですか。8つの項目以外に随時出てきた項目があつたら、自由に意見として入れてもらって、それをまた検討しながらつけ加えていくとい方向に私は思っておりますが、それについては、皆さん、よろしいでしょうか。

白石委員。

白石委員 委員長の方から、委員長、副委員長が中心になって、主題である議会基本条例の制定に向けて具体化を議論し、提案をしていく、こういう道筋を示していただいた、こういうふうにするわけでありまして、それではなかなか委員長、副委員長に大きな負担がかかるというふうに思いますので、あるいは調査、審査の過程で全員が情報を共有するといことからも、委員長、副委員長頼みにしないで、部会等をつくって委員長、副委員長の指示を受

けながら具体的にそれぞれの審査事項について議論をし、それを持ち寄って議論をするということも含めて、考えていただきたい。そのぐらいをしていかないと、なかなか基本条例の制定に接近できない。

考えますれば、平成19年に議会改革特別委員会が設置をされて、その中で議会基本条例をつくってこうという機運が高まり、進められてきて、もう6年たつわけですけど、なかなか成案ができないという状況であります。そういう経過からの教訓として、具体的にそれぞれが委員長、副委員長のもとに審議事項について調査をして、提案をしていく、こういうことを、繰り返しになりますけども、考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

阿古委員。

阿古委員 今、白石委員から期間の話が出ましたので、非常に長い間実は議論をしてきてるんですよ。このことについては。その中で、なかなか制定できないというのは、結を決めてないからです。例えば、平成二十何年までにつくりますねんという、帰結の結を決めていない。例えば、1年後につくります、2年後に完成しますってその結を決めてしまうと、その中で議論して、例えばまとまらないものはまとまらないなりに条例というのは制定できるわけなんです。ただ、それをつくってないと、さっき言いましたように、全てがそろわないとできないという話になってしまうんです。

せやから、つくってしまってから修正するなり新たに追加するという考え方があるのであれば、例えば1年後に議会基本条例は公布したいと思います、その中で、どれを載せようかということで、それで合意ができればそれは載せたらいい。合意ができなければ、別にこれからの検討課題として残してもいいわけなんです。それでまず制定してしまうということが必要なんと違うかなと思います。

そうしないと、今までやってきて、ずっと、私もこの委員会あずかったんですけど、最終的なものを決めてないから、そのときそのときは全力でいろいろな議論を尽くすんやけども、共通の認識が結成できないというような、これからまだ検討しやなあかんという話の中で、なかなか制定には向かっていかない。せやから、せっかくうちら、審査、合い間に何年間やってきてると言われても、本当に制定するんやというのであれば、まず、では来年の12月には制定しましょうかとか、再来年の3月には制定しましょうかという結を決めてしまうんですよ。

そういう具体的なスケジュールに入っていないと、なかなかこの議論というのは終わらないと思いますので、せやからそういう作業の進め方というのは、私は具体的に制定していくということを前提にするんやったら、必要と違うんかなという気がしてます。

西井委員長 ほかにございませんか。

吉武委員。

吉武委員 今、阿古委員からもあつたんですけども、制定するのであれば早く、スピード感を持ってやる必要があるのかなと。それでないと議会改革特別委員会は平成19年からというのが白石

委員がおっしゃってたんですけども、もう6年もたって、この内容についてずっと6年間話してるわけではないと思うんですけども、イメージとしてなかなか進まない、僕も議会の議員になる前からなかなかこういった審議にスピード感がないというようなイメージを持っていたので、早くするためにより濃い議論をして、ある程度目標を決めて、そのためには確実に必要な、1から8までありますけども、優先順位とかかなり優先順位の高いものを早く決めて、最低限必要なものをつくって、阿古委員、朝岡委員がおっしゃっていたように、必要なものはあとで追加すればいいのかなと思います。

1年かけても2年かけても、多分完璧なものというのはいけませんので、とりあえずはスピード感を持って制定をすることを目標にして、その後追加すればいいと思うので、この1から8の優先順位を早く、この8人なり、委員長、副委員長でなりで決めていただいて、早く審議が進めばいいかなと思います。

以上です。

西井委員長 白石委員。

白石委員 阿古委員、あるいは吉武委員の発言は当を得ているというふうに思います。委員長、副委員長において、時期を定めて、いろいろな手法を使って制定するというところで、この点を取りまとめていただきたい。時期について。よろしくお願ひしたいと思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 今、白石委員のご提案どおり、6年間も経過している中で、本当にやり方というのを今回見直して、スピードアップさせていくべき手段を考えて、一日も早く条例ができるように持っていくいい時期ではないのかなと思います。

私たちも勉強会という、基本的なことの流れも含めて理解させていただいた上で、何が必要かということもまた一緒に考えさせていただければと思っております。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そしたら、おおむね取りまとめさせていただきますと、基本条例制定に向けて部会制をつくるという意見も1つ、ちょっとこれは最終的には基本条例で改正部分を持ちながらも、期日を決め速やかに制定する方向に頑張ってもらってやってくれという意見と、また奈良県下では先進地である天理市議会で制定されてから都合の悪い点とかを指摘するために議会改革をやられているということも含めて、いろいろな形でまず勉強したらいいのではないかという意見の中で、とりあえず正副委員長でどの形にして、ある程度どのような期日でどの辺までするというのを検討させてもらって、皆さん方に次の委員会、ないしは別途委員会するときに報告できるようにさせてもらいたいということで、よろしいでしょうか。

白石委員 期日を含めてね。

西井委員長 はい、期日も含めて、部会制をするかどうか、また先進地を視察するか勉強会するかということも含めて、正副委員長で一応検討させてもらうということで。

副委員長、それでよろしいですか。

岡本副委員長 はい。

西井委員長 それでは、皆さん方、きょうはこの件については。また、先ほども申しましたように、これ、8つの議題が出ているわけですが、その都度これもやっぱり考えてもらわんなんというものが出来たら、随時言うてもらった中でどの優先順位でどういうふうにするかということ、正副委員長の方で検討させていただきますということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、2番目の葛城市議会委員会条例の改正についてを議題といたします。

本件につきましても、前回に引き続き、常任委員会の数及び委員定数について議論願いたいと思います。

前回の委員会では、現状の3常任委員会から2常任委員会に変更すべきであるといった意見、また現状のまま3常任委員会を続けるべきとの意見、さらには3常任委員会で委員の定数をふやすといった意見がございましたが、このことについて先週いろいろな意見をされた中で、またいろいろな意見を聞いた中で、意見が変わってきた、またそのように考え方が変わったとかいうこともあれば、申し述べてもらいたいと思います。

いかがでしょうか。

白石委員。

白石委員 前回の議会改革特別委員会に引き続いて、本件について改めて議論に加わり、この提案なりをさせていただきたい、このように思います。

私は、現委員会条例、これは今年6月の定例議会において議決されたものであって、これが実際に11月1日の初寄りのときに提案され、その後臨時議会で議論されてきた経過があり、そして一応3常任委員会で構成されたという経過があります。

けれども、私は実際に決められた3常任委員会、5人の定数そのものが、何ら実施検証されていない中で改正を議論するということについては、やはり問題があると考えています。

それは、議会の議員の責務と権限からしてでございます。私は、この提案については、一旦取り下げをしていただいて、1年なり2年実施をし検証した上で、改めて議論をすべきではないかというふうに思います。

私は、この件については、前回の議会改革特別委員会で一定の発言をいたしましたけれども、改めて議会の議決権あるいは議員の表決権、このことについて言及しながらその理由を述べていきたいというふうに思います。

本件は、6月の定例議会において議会の議決権、議員の表決権の行使をし、葛城市議会としての機関の意思決定を行ったわけでありまして。そしてそれは、常任委員会の構成にかかわる条例改正として、11月1日から施行される、こういうことになったわけでありまして。

この点が、実際に委員会が編成はされたけれども、委員会の機能を発揮して審査する、そういうことが行われていない。それがどのような効果や成果を上げられたかということを検証されていないということで、あってはならないというふうに思っています。

私はこの議会としての意思決定と検証について、私の言葉ではなく、憲法や地方自治法、

あるいは先進地の議会基本条例、何よりも議会と議員の責務と権限に照らして、議会と我々議員は、この提案をどのように捉え、どのような視点、観点で議論をし、解決をしていくのか。意思決定機関としての議会の責務、議員の良識、民主的な議会運営のあり方が問われている。私はこれは重要な問題だと思っています。

本議会改革特別委員会はどのような目的で設置をされているか。これは言うまでもありません。先ほど来議論してきた、議会基本条例の制定に向けた調査研究を提案することであります。

今日、地方分権や地域主権の時代にあつて、二元代表制の一翼である議事機関、意思決定機関としての議会が、市民に開かれた議会を目指し、議員が市民の意見を的確に把握をして、議員間の自由闊達な討議を行うことによって、行政の事務、事業執行の監視機能や立法機能を十分に発揮をし、行政の追認機関などと揶揄される現状を打開する、こういうことにあります。私はこの認識、観点に立って発言を進め、提案者をお願いをしたい、このように思います。

まず、議会の議決権についてであります。地方自治法や議員必携等ではどのように解説をされているか。「議決権は議会の持つ権限の中で、最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に挙げられる権限である」、このように書かれています。また、「議決は、問題に対する議員個々の賛成、反対の意思表示、すなわち表決の集約である」、このように書かれています。そして、通常の案件では、過半数の賛成の意思表示があれば議会の意思と定めるものである。これはもう、皆さんご承知のとおりであります。

このようにして、議会の意思、議決は多数決等によって決められたことは、これはもはや議員個々の意思から独立したものとなる。議会の全体の意思ということになる。こういうふうに言っています。そして、議決と反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなければならないことになるというふうに明言しています。さらに、議決した事項は議員を拘束するばかりではなく、これは団体意思の決定を指しているわけでありますけども、市長等執行機関はもちろん、内容によっては市民を拘束することになる、このように述べております。

さらに、議員の表決権についてであります。議員の権限は議会招集請求権や議案提出権、発言権、こういうものがありますが、その中の表決権は議員にとって最も重要な基本的権限である。議会が市の意思決定機関として存在することからいって、その構成員である議員としての存在意義は、この表決権の行使1つに集約できるものである、このように明言、解説しているわけであります。これは私の勝手な解釈で言っているわけではありません。

また、議会改革の先進議会、先ほど北海道の栗山町、あるいは阿古委員がお話がありました伊賀市などの基本条例を見ても、最高規範制及び見直し手続きの章では、議会及び議員の責務、この条項では、議会及び議員はこの条例に定める理念、原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規定等を遵守して議会を運営し、もって住民を代表する合議機関として住民に対する責任を果たさなければならないとし、見直し手続きの条項では、どう書いているかといいますと、議会は一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかにこの条例

の目的が達成されるかどうかを、議会運営委員会において検討するものと規定をしております。

現行の3常任委員会、定数5人の条例の改正は、さっきも申しました、6月の定例会において議会改革特別委員会の審査、議決を経て、さらに全会一致で議決されたものであります。

先進地では、議会の議決、意思決定を強く重く受けとめて、一般選挙を経た任期開始後、つまり1期4年間の施行後に条例の目的が達成されたかどうか検討する、こういうことが言われてます。私はここまで、最高規範ではありませんので、1期4年間ということは言いませんけれども、実際に施行し検証する期間、これは当然必要なことである。これは議会の権限である意思決定をする、議員の権限である表決権を尊重し、市民に対する法律をつくる、条例をつくる、そういう責任をきちっと果たしていく必要があるというふうに思うわけでありま

す。こういう点から、私は議論することはやぶさかではありません。しかし、実施をし検証をしないまま、そのまま改めて2委員会、定数をそれぞれの委員会を7人、8人とするということには、この案がよかったとしても現状では賛同できないし、冒頭に申し上げましたように一旦取り下げをしていただいて、その検証結果を見てやるべきだというふうに考えますが、この点、委員長ならびに委員皆様のご意見をお伺いをしたい、このように思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 先般の委員会に引き続き、委員会条例の改正についての議題となつてございますので、私としましては、前回に引き続き今の3常任委員会、定数5名という、この今の定められた条例から2つの委員会、定数については8名、8名の16人という構成で、ぜひとも委員会条例の変更をすべきではないかと、こういう意見に変わりはないわけでございます。

やはり同じようなお話になろうかと思いますが、私も先ほど白石委員がおっしゃられた議会の権限や、表決権とか責任やということが十分理解はさせていただいているところでございます。ただ、6月定例会で、先般の委員会ではその議事録もお配りいただいていたようでございますが、再三この常任委員会の定数については議論をさせていただいた1人でもあります。その中で、先般も申し上げましたように、6月定例会でその議論をしていたいわゆる委員の中で、今回の改選で既に7人の方が、新たな15名の構成から外れられているというような、非常事態といいますか、誰しもが想定をしなかった、そういう中で今後、さまざま行政から課される大切ないろいろな議案また事件に対して、議会としてはしっかりとその審査と、そして先ほど来おっしゃっているような、一番の権限である議決権なり表決権を行使すべきだと、こういう中で、本当に以前に定められたさまざま、確かにその当時の議論の中で3常任委員会で定数が5名やという中で、その議論をするのが本当にいいのかということを考えますと、やはり今までも6名で委員会構成の中でされてたことが、定数削減によって1人減る。では、それだけ審査する1人1人の議員の意見が縮減されているということをまず考えないかん。その中で今、ご承知おきいただいておりますように、葛城市は平成17年に合併した新しいまちやという中で、さまざま過去の歴史、また新市建設計画におかれるさまざま、

建設計画時におかれたさまざまな背景等が十分議論の中身に、しっかりと今後のまちづくりのためにも、過去の歴史なんかもしっかりと検証しながら、これから課されるさまざまな審査の中に踏み込んでいかなければならない場面も多いと、こういうふうに私は常々思っています。

であれば、やはり、定められた15人の中で、今まで以上に事業を推進していく中においては、多くの市民に選ばれた議員がさまざまな角度からさまざまな議論をして、大事な意思決定機関として住民に課された責務を全うするということになれば、当然ここは2つの委員会に、6月に定められたその意思決定は十分理解をしておりますが、そういったある意味想定外のさまざまな事柄を目の当たりにして、やはりここは効率的に、そしてまた能率的にも、2つの委員会にもう一度改正をしてそれで定数をふやし、さまざまな角度からさまざまな委員の議論を交わして、また交わせる環境を整えて、議論をすべきではないかと、私はこれが課された15名で定数を削減をして、そしてまた今まで以上に市民に託された議会運営ができるのではないかと、私は思っています。

ですから、検証期間とか期間を置いて定められた期間の中でそれを検証しつつ、不十分と言いますか、結果的には2つにするというよりも、今現状待ったなしで事業が進んでいくわけなので、ここはもう一度15人、そしてまたその15人の中から議会改革という1つの特別委員会に課された我々代表の8人が、しっかりと統一した意見をもって、ここは、これから審査するのは我々なんですから、我々の中で効率的にそしてまた大きな視野に立って、より多くのメンバーで議論をできるという場を我々がつくって改革していくということが、今待ったなしで非常に大事で、スタートラインに立たされていると、このように私は思います。

ですから、先般より申し上げてますように、2つの委員会に編成をし直して、そしてそのかわりに条例定数を増やして、新しい方も過去をご存じの方も一緒になって、多くの意見の中でさまざま課される事件に対しての議論をする、そういう環境の場を我々でもう一度再検討してつくるべきだ、このように述べておきたいと思えます。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

阿古委員。

阿古委員 ここは議員間の討論というかそのような話があつていい場ですよね。理事者とやるのとは違うから、委員会はこっちの話ですから。

まず、非常事態という言葉が使われているのは、非常に僕は新人に失礼な話やなと思えます。15人の定数で5人の新人が入るとするのは、非常事態なんですか。僕は当然のことやと思えますよ。4年間の中で、洗礼を受けて、当然現職も新人も同じ土俵に立って洗礼を受けるわけですよ。選挙するわけですよ。それが例えば15人のうちに10人が変わるということだつて大いにあり得るわけで、それをもって5人が変わって非常事態というのは、どういう表現なのかなというのは、非常に問題が大きいと思えます。その辺はちゃんと考えてもらわないけないなと思えます。

議員は選挙で市民の信託を受けて当選してくるということは、それなりの仕事をするという覚悟で、思いで出てきてるわけやから、そんなん、それをもって人数、何人から非常事態

になるんですか。

それと、7人の議員がと言わはったけども、結局その時点で議員がいろいろ議論した中では、自分が例えば勇退するという思いの議員もかなりおられましたよね。現職で、それは市民の判断ですけど2名ですね、確か当選できなかった方は。せやから、その表現の仕方が非常に危険やと思います。せやから、それは訂正というか、委員会録に載りますから、僕は失礼なことばやと思いますので訂正していただきたいなと思います。

それと、まず。

西川議長 ちょっと待って。そんなん、訂正するとかせんとかて委員長の話やろ、ちゃんと委員長仕切ってや、そんなもん。

阿古委員 僕は訂正していただきたいと思ひますて言うてるだけですやん。何でそんなにオブザーバーの。

西川議長 いや、オブザーバーやから言うてんねんやん。委員長が仕切ったらええねんやんか、そんなことは。

阿古委員 発言しはるんやったら手挙げて発言してはりくれますか。これ、今発言してる最中ですわ。何で発言してる最中に、そんなこと言われやなあかんのですか。

私は訂正されるべきやと思います。ただそれを申し上げてるんで、あとはまた検討してください。それでいいん違いますか。

それで、不思議なのは、何でそんなタイミングでそういう提案があったのかというのは、非常に違和感があります。まだ委員会構成が始まってないときにされる。

例えば、国も地方も一緒ですけど、法律をつくりますよね。つくっていついつから施行しますと言います。それはその当時の例えば立法府がつくられたこと。それを、公布もしないで、実際にしないでまた変えますという、そんなことって本当にあり得るんですか。通常の話でしたら、公布をして、それで問題点が発生したら初めてどうしましょか、こうしましょかという議論をしていく。それでいいものをつくるに当たっては、全然私は否定しません。ただ、今言うてる制度の問題として、そういう具合なことは許されるのかということです。それは考えていただかないといけないと思います。

私が今申し上げた提案ありますね。僕は非常事態という言葉については、問題は大きいなと思います。15人が15人新人に入れかわるということは、必ずしも可能性としてはゼロではないわけです。それをもって非常事態というのかどうか。そんなことはあり得るわけがないですやん。議員は、議員として当選してきた方はそれなりの見識と意欲を持って出てこられる。それが過去に経験されてた人であつたりなかつたり、それは全く関係ないことです。せやから、そのことを、議員1人1人が全力を尽くすそのことであつて、それが新人の割合が何人が非常事態ですか。そういうことは私はあり得ないと思います。

以上です。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 言葉の解釈というのは違いがあると思ひますけども、私は新人議員がたくさんいらっしゃるから非常事態だと申し上げたわけではないわけです。過去にたびたび、この葛城市議会の

改選があって、多くの過去をご存じの先輩議員がこのように入れかわられたということは、今回初めてやということの表現の中で今申し上げたわけでございまして、何も新しい人がたくさんふえたから非常事態やとは申し上げていません。ただ、新しい皆さん方もそういう過去を知ってる皆さん方も一緒になって議論する場を設けることが大切やということの表現の中で申し上げたわけでございまして、何も先ほど来申し上げているように、合併したまちで、さまざまな歴史があって合併にこぎついたらまちで、その合併から10年という経過の中で一番今事業が山積している、これはやはり過去の歴史をさまざま、私以上に先輩の皆さん方がたくさんいらっしゃると思う。そういう皆さん方が多くこの議会から、こういう場も含めて去られたということについては、15人の議会がそういう意識を持ってしっかりと検証すべき場を考えていかないといけないのと違うかと、こういう意味の中で、私はそういう表現をしたわけでございまして、何も、新しい人がたくさんふえたから非常事態やと申し上げているわけやなくて、そういう過去のことをしっかりとご理解いただいている皆さんと、そしてまた新しく15人の中に入った皆さん方が一緒になって議論すべき場面が必要ではないかと。それはどういうふうな必要かというと、5人、4人ですね、委員長がいらっしゃれば4人で議論をするよりも、そこは7人で議論するという方が、皆さん方のより多くの意見が交わされるような議論の場を求めるのが望ましいのではないかとということを再三申し上げているわけでございますので、私は別に訂正する気はございませんので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

西井委員長 議長。

西川議長 ちょっとよろしいか。ちょっとだけ、このことに関してと違う。

議会の議員間討議というのは、これは理事者がおらへんから議員間討議はええということやろと始めにしはったけれども、それはそれでいいんですけども、議員の意見を削除するようというふうなことについてまで踏み込まんようにしてくれやんと、こんなん、議員間討議で何か言うたらそれを削除するようになって、それはあるんやったら委員長に申し込んで、委員長との話し合いの中でやってもらわんと、議員間討議、これ今理事者おれへんからいうてやりだしたら。その部分だけは気づけてやっていただきたい。これは議長としてはお願いを、委員長、しておきたいと、このように思います。

西井委員長 今の中で、私とめやんかったんは、結局、発言者の朝岡委員の意思も含めてということで、それを返答として聞かせてもらいたいということで、発言をとめなかつたということでございます。また今、もう一度朝岡委員は、今言われたような意味合いで申し上げたんやないということということで、理解させてもらってよろしいですね。

朝岡委員 はい。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

吉武委員。

吉武委員 変えることが決定しているわけでは、今、ないと思うので、3常任委員会を2常任委員会に変えるということが決定しているわけではないと思うので、現状、どっちがいいのかということ議論することは必要ではないかと思えます。6月に3常任委員会で定数5人でとい

うふうに決められたということは存じ上げてるんですけども、その中でも何名かがもう議員、委員を辞められて、3常任委員会5人というのはある種想像で決められた内容ではあると思うんです。誰もまだ3常任委員会5人でということは経験がないので、ある種想像で決められた内容であると思うので、新しくメンバーが変わって、またこれもある種想像になると思うんですけども、3常任委員会がいいのか2常任委員会がいいのかという場を設けて、メリット、デメリットについて話し合う、議論する場というのは設ける必要はあっていいと思います。

なので、もちろん議決権を軽く見るという、白石委員がおっしゃる議決権の重要性というのは非常にわかるんですけども、それを変えることは決定しているというわけではないと思うので、現状、もう一度、ある種想像で決めたものをもう一度新しいメンバーでまた考えて議論する場だと、今、ここは思うので、決定はまだ決まってないわけで、いいか悪いかを話し合うのがそんなに悪いことではないと思うので、そのやり方云々もあるとは思いますが、2常任委員会、3常任委員会の考え、良いポイントというのをおのおの話し合っ、新しいメンバーで納得できれば変えればいいと思いますし、納得できなければ変えなければいいだけの話で、早く常任委員会についての考えをおのおの議論する方がいいのかなと思います。

以上です。

西井委員長 赤井委員。

赤井委員 私も一応、前回申し上げましたとおり、2つの常任委員会で賛同という形をとっておりますので、それについては前回言ったとおりでございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 この11月1日から定数が15人という、この現状の中でことをまず解釈をしていただけたらいいかと思います。というのは、15人の割り振りは、前回よりはやはり少なくなっていく現状の中で、どういうふうな形にやっていくかというのは、この15人の中で決めていくことだと思います。吉武委員がおっしゃいましたように、前回5名となったものは、やはり今、私たちが新人がこの中の議論に加わっている温度とはまた違うように思います。弱気になっているわけではありませんが、やはりいろいろな方の意見を聞き、そして私たちもいろいろなことを勉強する中で、この現議員の中で結論を出していくという方向を考え合わせますと、やはり今2委員会がいいのか3委員会がいいのかというのをもう一回最初のテーブルに載せて考えていく、そういうスタートで私は希望したいと思っております。

西井委員長 どうぞ。

岡本副委員長 今いろいろ意見を出してもらっておるわけでございまして、それぞれの考え方があると思います。私も前回に言いましたように、5人あるいは8人とか具体的な人数が出てますけども、前回までの委員会は6人制でやってきたわけやけども、そのときに6人制やったからいろいろな議論ができたかということになると、こんな言い方は失礼かもわかりませんが、ある委員会では熱心に議論されている委員会もあるし、ある委員会では一部の意見の

人しかないような委員会もいろいろあると思うんです。それと、これだけ事務的な内容が複雑多岐というか、なってくれば、やはり2つの委員会をしてたくさんの項目を議論するよりも、3つの委員会をして詳細にしていくということも1つの方法ではないかなというふうに私は思っています。

それと、いろいろな意見が出てますように、やはり前回も言いましたように、6月の議決のあるまでに1年半かけていろいろな議論をしていただいて、この11月1日にということ想定した中で決めないかんということで、その目的を持って決めていただいた。それがきょうの3つの常任委員会ということになってるわけです。ですから、やはり私は前回も言いましたように、前任者の意思をそのままつかうということはないですけども、前任者が15人になるというのははっきりわかって、それを明記した中で3つの常任委員会でいきましょうと決めた以上は、やはりそれをスタートに切って、白石委員が1年、2年とおっしゃいましたけど、その年月は別として、みんなで議論した中でそれでこうやって出てきたというのやったら、またそれで変えていくということをしないと、まだこれスタートも切ってませんので、今の特別委員会はスタート切ってますけども、3つの常任委員会、まだ12月定例会始まってませんので、定例会が始まって初めてスタートを切るということですので、私はこのままの3つの常任委員会の5人体制で実施をまずやっていく。その中で議論すべきであるというふうに私は思いますので。私の意見としては、今の3委員会のままで進めていくべきであるというふうに思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 一通り委員の発言があり、考えについてお聞きをいたしました。私は冒頭で述べたことは、議会や議員の責務と権限の問題、あるいは議会の役割である意思決定機関としての重要な権限、そしてそれは議員に限らず理事者や市民が拘束される、そういう団体意思の決定もあるというふうに申し上げました。

私たちの職責、責務は、本当に憲法に規定された議事機関の一員として、団体意思の決定、あるいは議会としての機関意思の決定という、大きな大きな任務を背負わされているわけがあります。当然議員としての権限を行使するということは、それに対する責任があるわけです。権限と義務。義務を果たさないで、権利だけ言って、こんなこと通用するはずがない。市民に対してどう説明するのか、私は説明できない。実施もされてない、検証もされてない。全く議会改革特別委員会の議論がないがしろにされている。7人の議員が外れられた。新しい議員が5人入った。全く関係のない話です。厳然とした議事機関としての意思決定をしてるわけです。それは法律として、条例として、施行されるべきなんです。そういう条件が整わないから、これは見直すべきだというのは、これは理由にならない。全く納得いかない。そうじゃないですか。そうであれば、これは議会としての、私は言いすぎかもわかりませんが、自殺行為に当たる。

何のために議会基本条例をつくらうとしているのか。二元代表制の中で、議会はまさに地方分権や地域主権と言われる中で、ちゃんとした役割を果たせていない。行政の追認機関や

と言われる。こんなことを排除して、議会を活性化をして、本来の議会の役割を果たすために活動しているのが、この議会改革特別委員会なんです。それが、6月の定例議会で全会一致で議決したんですよ。もう一回繰り返しますけど、阿古委員みたいな極端な意見もありました。もう15人で全部でやったらよろしいやんかみたいな話もありました。確かに朝岡委員は、2常任委員会、定数は7人と8人と言いました。中川委員も言いました。私は3常任委員会が適当だと。しかし人数はやはり6人に重なってもすべきだと。この重なるということについては、法の規定は地方自治法の改正によって複数の委員会に所属できる、そのことによって議会の活性化をすると解説されているから、その提案を受け入れて、決定を受け入れてやるべきだと言っている。いろいろあったわけです。

しかし、私は自分の考えを曲げたわけではありません。やはりこういうことは、全会一致が好ましいし、また、溝口委員長が提案されたように、1年、2年実施をして、支障が出るか検証をして、また改正する方がいいじゃないかという、そういう提案を受け入れて、委員会でも全会一致でもって決めたんです。そして、委員長が本会議において提案をし、全会一致で議決をされたものなんです。

これは、考え方の問題とかやり方の問題じゃなんです。条例なんですよ。国の法律に当たるものです。それを決定してるわけです。皆さん個々に持っている発言権を行使をして、議論を尽くし、そして最後には納得いかないまでも譲歩をして、表決権を行使し決定に加わっているわけです。そういう経過を経た、法律に基づきやってきたことなんです。

それが実施もされないで、検証もされないで、確かに香芝は「おっとぬかった」、6の方がよかった、あるいは2委員会にした方がよかったと言ってるかもわかりません。しかし、宇陀市はそんな声はありません。宇陀市では16で6人、5人、5人ですけども、5人の委員会でも十分議論できてる、こういうことなんです。検証してみないとわからないではありませんか。

しかも、新人議員について言及がありました。議会の原則はよくご承知だと思います。これは議員平等の原則、こういいます。法令上、議員、これは平等であるんです。対等であるという、こういう原則なんです。議員の性別や年齢、身上、社会的地位、議員としての経験年数にかかわらず、発言権、表決権、選挙権、これらが議員に等しく認められている権限なんです。そういうことだからこそ、多数決の原理が機能するわけです。でなかったら、こんなの多数で決めたって、新人議員が多いから、あるいは7人の議員が出てないから、こんなの不十分なものだ、そんなことになると思いますか。ならないではないですか。やはり皆さんその当時の与えられた権限に基づいて、きちっと権利を行使し、議会を拘束しみずからその決定に従うんですよ。こんなん、イロハのイじゃないですか。そういうことを、私は強調したい。

私の意思で委員会が運営できるわけでなく、委員長の指揮に従って議論を深めていきたい、こういうふうに思います。

西井委員長 ほかに何かご意見ございせんか。

朝岡委員。

朝岡委員 先ほど来6月に決められたことについて、検証をするいとまといえますか期間も置かずして、2つの委員会に条例を変更するということはどうなのかと、ここの部分のお話と、新たに定められた15人で検討をする内容の中に加えて、2つの委員会で定められたことは定められたこととして、市民から新たに選ばれた15人で、では能率的な議会運営をするためには2つの委員会にした方がええんやないかという、この意見、これが一応、おおむねその2つの意見で、ただ、さまざまな経過の中で、規則として法律として一旦決めたことが、施行されないままに変えるということはどうなのかという、こういうことをおっしゃっていますね。

でも、11月1日の初寄りのときに、全員協議会で意見を述べられた。私はそのときに、こういう意見があるということは、1度正副議長経験者の皆さんで、別にそこで決めるのではなくて、そういう意見があるということに対して、一度話し合いを、これは別に議事録にも載らないし、もちろん公式的な委員会というか協議会ではないですけども、そういうようなご意見があるという、意見をあの場で述べられたということは、やはり皆さん方のために一度テーブルの上に載せられたらどうか、何もそうしましょうという場ではなくて、検討すべき課題やないかということで一度お世話をかけますが、正副議長の経験者による世話人会をおとりになられたらどうですかと、こういうご提案もしました。

また、11月7日の臨時議会においては、皆さんご承知おきいただいていると思いますが、議員発議として、これは議員の提案権ですから、れっきとした提案権があるわけで、それは十分手続をして、テーブルの上に載せようという形までつくり上げてこられた。でもやはり、これも公式な見解ではありませんが、議員の控え室の中でさまざまな議論になって、これを変えろということの解釈が15人の皆さん方にはまだ説明不十分だろうというような見解に立たれて、そのときにもやはり公式的にそういう話をするのは議会改革の特別委員会ではないかと、そういうお言葉ももちろんありました。ですから、議会運営委員会を設置された時点で、その場で議会改革の特別委員会を設置していただきたいということも、条例改正という1つの案件が今とりあえずお話が、今提案権としてのそういう立場を守っておられる委員もおるので、それだったらテーブルに載せるべきやということで、これがテーブルに載ったわけです。これはだから、間違っていないんですよ、何も。

ただ、その中で白石委員初め皆さん方の中では、1度決めたことを、法律が決まっていることを施行するまでになぜ変えるんだというお話がそこへ到達するんですけども、これは考え方の違いといえますか。考え方の違いというか、まあ考え方の違いですね。やはり、議員の提案権というのはあるわけですから、その提案権で15人の皆さん方のためにこういうふうな形の方がいいのではないかと提案権ということは、やはり無視はできないと思いますし、それは理由としては今まで私が申し上げたような理由があって、そういう2つの委員会で審査をすべきだ。それは議員の提案権というのが、今はまだ何とも提案されてません。せやけど、11月7日にはそういうことをしようと思っておられた議員、私は賛成者の中の1人に加わりましたから、当然そういう意見をもたれている議員は15人の中にいらっしゃるわけです。それは何も、議会改革の委員会でそんなことはできませんよという権利もないと思います。ただ、そういうことよりもやはり皆さん方で話し合いをしませんか、そういう場を

つくるべきだと、そらそうやと思います。だから、この場ができたわけですよ。その中でそういう議論が今行われているわけで、ですから、何も6月に定められたことが、まだスタートラインに乗っていないのに変えてるというわけではなくて、やはり決められたことやけども、さまざまな事情、私が申し上げた事情の中で、2つの常任委員会の方が、議論をすべき場が、環境が整うのではないかと理由のもとで、発議を行使してそういう提案方をしたということは、何も定められた法律がまだ開始もされていないのに変えるということとはというような土俵では、僕はないと思うんです。これは新たに15人の皆さんが新たな議論の中で生まれた提案権であって、それに対していいかどうかの判断は15人の皆さんがボタンを、マルかペケか押したらいいと、僕は思うんです。それで初めて皆さん方の意思が統一された上で常任委員会の審査が生まれるということなので。これが、検証期間があろうがなかろうが、15人の皆さん方で新たに市民から選ばれた15人の中でもう一度そういう審査をして、この議論をして、それで1つのそういう提案権が生まれる。これはやはり生まれてきた以上は、その15人の皆さんがマルかペケかの判断を下す、こういうことではないかと、僕は思います。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 議論するのは議会運営委員会の中で、今言うてる委員会構成をこれからどうしていくのかということは議論すべきである、せやから、特別委員会の設置をしなさいという話やけど、何か今の話しを聞いてると、もう前提に、12月議会しょっぱなにその結論を出しますねんというニュアンスに聞こえるねんけども、そうやないですよ。議論というのは尽くして、どれが一番ええのかというベストの選択をするというということですよ。せやから、当然僕は3つでやられているところ、今、白石委員が言われましたというか出ましたけど、香芝は3つでとかいろいろ、それを検証というのか、僕は検証というんですけども、検証してどういうのがええのかといことを、これから話しをしていかないといけないわけですよ。せやからそんな、12月のしょっぱなに、それを終了しますねんということは、なかなかあり得る話ではない。これからいろいろ調べやなあかんわけやから。

それを、仮に幾つがええのかという議論の中では、では条例改正するに当たって、条例1行だけ変えたらええという議論ではないんですよ。そのことによって及ぶ影響、例えばそれが3つであつたら今の所管割りでいけますけども、2つになったときにはどういう具合にどう割っていくのか。どの事業とどの事業がどう言うような形になるのかとか、そういうようなことも検証せやなあかんし、せやからいろいろ検証する時間が必要なわけやから、私は別にこのいろいろな体制をどうのこうのと変えていく、こうやって議論していくということは必要やと当初から言うてるんです。ただ、不思議なことですよ。普通的に考えたらこういうことは、まだ始まってもない段階でそういう議論をするというのは、ちょっと不思議と違いますかということ言うてるんです。せやから、議論はこれから尽くしていったらいいだけの話ですわ。

せやから、何か話し聞いてると12月のしょっぱなにもう変えてしまいますねんという、話をされる委員がいてるから、ちょっと不思議なことなんかと思って聞いてるんやけども、そういう姿勢が変わってます。議論はいっぱいしていったらいいんですよ、これからも。

もう期間が決まってるんですか。いつにこれやりますねんとか。

どうですか、そんな話出てましたか。出てないでしょう、議運でも。検討をしてくださいという話ですな。

西井委員長 その検討してくださいという議員発議の中で、各議員の考え方はいろいろあるんじゃないかなということだと思います。

阿古委員 これ、僕、まだ発言の最中やから、返事聞くのはおかしな話やけども、議員発議をされようとしたんですね。発議したんじゃないですね、されようとしたんですね。

(「そんな発議してません」の声あり)

阿古委員 そうですね。それで、今言うてるように特別委員会の中でいろいろな議論をしたらええやないかということで、この議会改革特別委員会も設置してるわけですよ、いち早く。ほかの特別委員会は確か、各常任委員会協議会で検討してくださいという話でしたから。せやけど、議会改革特別委員会はいち早く設置した。ということは、議論をより長い期間深めてくださいよという意味やろうと思ってるんですけどもね。

せやから、その辺の、いついつやりますねんとかいう、そういう話をせやなあかんわけですか。それであれば、いろいろな、これから毎日でもやってもええから、いろいろな情報を収集して、それで今言うてるように3つでやったらどういう所管割り、所管かて3つでやったかていらわん方がええんかもわからんし、2つでやったらどういう形、3つでも、例えば人数構成が5人じゃなくて例えば10人構成でもええのかもわからんし、せやからそういう議論をどこでやっていくんですか。その期間はどこにあるんですか。

聞いていてあれっと思うのが、12月の初めからもういきますねんというような、極端な意見が出てくるから、いやそれは今言うてるように、法治国家としてのシステムとしては不思議ですよ、違和感ありますよという話にしかないんです。

せやから、いろいろな議論はしていきたい。その中で、ひょっとしたら今思ってるものよりか、みんなが思ってるものよりかもっといいシステムがあるかもしれへん。スタイルがあるかもしれへんと私は思いますけどね。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 12月議会に提案するとかしないということは、別にどなたも申し上げておられないと思いますが、ただ11月7日の本会議休憩中に議長の方から議員提出議案を手元に預かっているという中のその文面を見てますと、所管も2つの常任委員会にそれぞれ均等的に定められた所管を、2つの常任委員会にする規定の中には、今、行政から定められている所管が2つにきちりと分割をされていたというか、そういうような具体的な発議、そういう項目も挙げられたものを目にした、11月7日の時点ではそういうのを目にいたしました。

ただ、それに対して、今申し上げているように、その場ではなかなか議論すらできないような光景でしたので、その内容についてその場では何もふれられませんでしたけども、この議会改革特別委員会が設置された以上は当然、そういうような委員会に対しての構成を変えるということであれば当然、その議論はすべき場を持っていただいてもいいと思いますけども、ただ私としては、やはり一番最初に申し上げたように、11月1日にもうこういうお話が

既に、委員の方から持ち上がっていた話は絶対あったわけなので、これは事実上そのときにおっしゃった議員もいらっしゃるわけですから、もう既に約一月間かかったわけで、しかしながら、議会改革の特別委員会で議論するべきだというご意見が多かったのでそういう委員会が設置されてから、きょうで2回目ですね、開催をされましたが、議会をご存じのように年4回で、もう既に12月議会が目前に迫っているということは、改革をすべきであれば改革すべき内容にしてしっかりと審査をすべき場を少なからず、議会としては定められた期間までには審査を集中的にすべきだと僕は思っていて、いち早くこの議会改革特別委員会の場を設けていただきたいという、その理由の1つに入れました。だから、別に12月議会の冒頭に議員発議をしましょうと言うてわけではないんですけども、改革すべきだからこそ、12月議会へ向けて、議事を12月9日からするというのは決まってるわけなので、ですからそれに向けてできる限りの議論を交わしていきましょう。こういう中でこの委員会が立ち上がった。

なおかつ、立ち上がる前からそういうような意見を持つて議員がいらっちゃって、それが世話人会も開くことなく、そういう経過の中でこの委員会が生まれてもう2回委員会をした。あとは、正副委員長の方で議論がかみ合わないことはかみ合わなければ、どこかでその議論に対しての納め方を納めていただく場面もくるのではないかと。きょうではなくてもいいんです。しかし、12月議会に向けてまずこの議論をある程度オーサライズは必要やないかと、このように思います。

西井委員長 吉武委員。

吉武委員 皆さんもう、変えるか変えないかをもう既に議論されているような形になってるんですけども、変えるか変えないかは常任委員会がどうあればいいのかというのを皆さんで議論したあとに決めればいいと思います。もう既に何も議論してない段階で変える、変えないを今決めている、話し合っているようなイメージがあるので、まだ2常任委員会はこんないいことがありますよとか、3常任委員会であればこんないいことがありますよという意見が全く、始まって30分以上たつてると思うんですけどもほとんどされてなくて、もう変えるか変えないかという話になってしまつてると思うので、まずは、おのおのがどのように考えているのかというのを、意見交換をまずする必要があるかだと思います。それが無いのに、変える変えないというのは、まだそんな言う段階ではないと思うので、まずはいつに決めるのかはわからないですけども、すばやく常任委員会のあるべき姿について考えて意見を議論するのは、決める決めないというのは、今ああだこうだ時間かけてやるのは、後でいいと思うんです。先に、常任委員会がどの形がいいのかをおのおの議論した方がよいのではないかと、思います。

以上です。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 吉武委員が非常にいい意見を言っていただきましたけれども、皆さん、ご理解いただいている方はご理解いただいていると思いますが、2つの常任委員会にすべきだというお話をするときの中身については、2つにすることによってのメリットはたくさん申し上げたと思います。だから2つにせないかんということも申し上げたと思うので、そういうことを、ご理解

を皆さんの中でもう一度していただいて、議論を重ねていただけたらいいと思います。

私は、今3つある、現状の5人の委員会で構成されている3常任委員会よりも、2つで構成して8人という、審査をする目をたくさん広げた上で、審査内容は多くなります。しかし、多くなるということは、その議論に加わるわけですし、15人という定数になるということで8人がその委員会に属するという事は、過半数の人間がさまざまな審査に加わっての表決権を求められるという、すばらしい利点があるということで、私はこの際2つにすべきだということを、前回の委員会の中でも、この委員会の変更については申し上げたと思います。

だから、3つのデメリットは申し上げておりませんが、2つにするメリットは十分に、私は皆さん方の前でお話しをした上で、確かに白石委員がおっしゃる、阿古委員がおっしゃる、岡本副委員長がおっしゃる、「1度決めたことを検証もしないままに」、これは十分わかっておりますが、だからこそ、11月1日から、11月7日からさまざまな意見の中でやはり2つにすべきだという、15人の中で2つにすべきだという意見を、さまざまにお話しを伺った中で、今私が申し上げたようなことがメリットではないかな。だからこそ、1度決めたことだけれども、新しい15人でもう一度それを変更するということが、市民に託された15人の使命ではないかなと、こういうことで私は2つが望ましい。できれば、もう目前になっている12月議会にはその形でいくのが望ましいのではないかなという言葉だけにしておきますけれども、そういう意見を持っております。

西井委員長 議長。

西川議長 ちょっとだけ。このことと違うけど、これはもう皆さんで議論してもらったらええんですけど、いろいろ意見を聞かせてもうてる中で、2つの常任委員会か3つの常任委員会かというこの議論をしていただいている中で気になるのは、2つにすることに対して、別に行政側、理事者側、何か追認機関になったらいかんとかいうことやけど、そんなん一切理事者側の方からの働きかけも一切ないということは、提案のときには僕はちゃんと聞いてますし、それと、一旦ちゃんと議論してもらわないかんから、あのときに議員発議は出てきたけれども取り下げてもうてますので、そのことについては、議長としては皆さんでいろいろお話しをされて議員の権限として出てきたときには処理をせないかんということでありますので、そこらのところはお含みおきをいただきたい。

西井委員長 ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後3時40分

再 開 午後3時55分

西井委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を行いたいと思います。

ほかにご意見ございませんか。

白石委員。

ちょっと申し訳ないけど、重なる意見はできるだけ……。

白石委員 いやいや、私、冒頭に委員長にお願いをしたわけでありましてけれども、残念ながらこの提案については取り下げられないという形で、2常任委員会、そういうことでいきたいということが言われているわけでありまして。

私はやはり、これは議会として本当に実際に実施し検証もされない中で、いかな議員の提案権といえども、みずからの責務を履行しないで権限を強調するなんていうことは、これは議会議員として、政治家としてあってはならないことだと、私は常々自覚をしております。

そういうことから、日本国はまさに法治国家であって、法により議会が運営をされ、そのことによって住民福祉の増進を図るという役割を果たしているわけです。それが、ゆがめられるということについては、到底認められないわけです。その点は私は明確に表明をしておきたい。

しかし、議論の場は議論の場でありますので、阿古委員の言われるように、議論を尽くして成案を得る、そういう努力は惜しみません。連日と言われたら困りますけれども、常任委員会は住民の負託を得て審議を効果的に、能率的に行うためにどうすべきかということは、それは議論をしたいというふうに思います。

しかし、私は先ほど来言いましたように、今回の提案については、朝岡委員やあるいは赤井委員が2委員会について賛同のご意見、発言がありましたけれども、全く納得のいく説明ではなかったし、理由がわからないということでもあります。

しかし、議会というのは合議の場でもありますので、そういうことについては大いに議論をしていったらいいというふうに思いますけれども、それは基本的には、私は、実施する中で議論を進めていくべきだ。基本条例については期限を決めないかんというふうには思いますが、これについては、私は溝口委員長のあの提案、まとめを真摯に受けとめて、1年、2年検証し議論をして成案を得るべきだということを、冒頭の議論をして私の提案としては、ここで終結をしておきたいというふうに思います。

あとは、どのように委員長の指揮において、常任委員会の組織についてしていくかということについては、委員長の指揮に基づいて議論を尽くしたい、こういうふうに思います。

西井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 私もさまざま意見を述べてまいりましたが、やはり皆さんの統一見解としては議会の議決や表決やという、大変定められた議会の権限ということに対しては、皆さん1人1人が今議員という立場になられてそういうことを十分理解して、この委員会にも臨まれているということは当然だと思いますが、やはり常任委員会というのは、委員会主義をとっている葛城市議会に限らず、重要なさまざまな案件に対してその十分な審査を終えた上で、その議決権や表決権ということをその中でしっかりと行使をしていかないかん、そういうことであるからこそ、目前に定められた12月議会において、本当に十分な審査の場ということが、12月議会の中での審査の場が目前と迫られている中で、しっかりとした新体制のもとで皆さんがその意思をしっかりと、同じ土俵に立って審査をするということを重要視すべきだということ、集中的な議論の場を委員長、副委員長のお取り計らいでこうして開催をいただいております。

ですから、私は白石大先輩には、大先輩の議員ですから、言葉尻をとるような発言は余り避けたいですけれども、私は棚上げ論としか聞こえない。だから、私は定められたことは定められたことだけれど、15人の議員になっていい方向性を求めるのに、自分らが定められた初めての議会で臨む、そういう姿勢のもとでは新たな体制がいいということであれば、新体制

のもとでやるべきだ。新体制というのは条例を変更して臨むべきだと、こういう思いに立っています。

ですから、集中的な議論の場は更に深めていただきたいと思います。

西井委員長 大体、委員長といたしましては、改正すべきであるという意見と、このまま3委員会で、決められてんからそれをまずすべきという意見に聞こえるわけですが、先週の委員会も含めて、なかなかどのようにしたらいいかということで、歩み寄りがどうもなさそうに感じるわけです。

白石委員 ちょっと委員長。

西井委員長 どうぞ。

白石委員 委員長がそこまで言うんだったら、私も言いたいことがある。

あなたが提案者じゃないですか。議員提案として提案者であって、賛同者もここにいます。しかし、全員協議会の議論の中で、これは取り下げた。そのことについては私は敬意を表する。ちゃんと言いました。

しかし、この件について議会運営委員会から改めて成案を得るよう求められ、本委員会で議論することになった。その議会改革特別委員会の役選のときに、あなたが委員長に立候補したんです。提案者ですよ。この提案者なんです。なぜ私が無記名投票でやるべきかと言ったかは、それは委員長としてふさわしくないからではないですか。委員長指揮をする場合、これは議長も当然のことです。委員会の指揮、議会の指揮は公正、公平な立場、中立性を持って進めるというのが、議会の原則であります。そうじゃないですか。

私はそういう立場から投票の手段を選んだんです。そのことがなければ、私だって指名推薦でいいんです。私はそういう意味で、あなたの委員長指揮について、常任委員会の改正についてこれでいいのかという思いを持ちながら議論に参加している。本当に委員長として公正、公平な指揮ができるのか。そういう疑問を持ってしてるわけです。

ぜひこの委員会の指揮は公正、公平な立場でやっていただきたい。

西井委員長 私が申し上げているのは、どちらかについての発言はしてませんやろ。

白石委員 ちゃんと皆さんの意見を聞いて、議論を尽くすということでしてください。

西井委員長 全部意見を聞きましたやん。白石委員は白石委員の意見で、また朝岡委員は朝岡委員の意見で、またその他の方々の意見もちゃんと聞きましたやん。

ところが、先週委員会を開いて、今週までにいろいろな考え方を固めといてくださいと、そのまま平行やから平行ですやろという話をしたわけで、どちらかに私ついたわけではないわけや。

せやから、今の発言からいうたら、そこまで言われたら、ちょっと失礼な発言ですよ。

白石委員 何ですか。事実ではないですか。あなた、提案者ではなかったんですか。

西井委員長 提案者は事実やけど、提案者が、提案したからこの会議自身をどちらかについての発言なんかしてませんやん。公平な発言で進めてるん違いますか。

白石委員 いや、そのようには受けとめられません。

西井委員長 それは白石委員の観点ですよ。私自身は公平な形でやってますやん。私自身が朝岡委

員と同じ意見ということで、議員提案はさせてもうてます。しかしながら、今会議を進める中で、先週も本日も含めて、朝岡委員が言われて「なるほどそうです」いうて手をたたいたりも何もしてませんやん。

白石委員 誰がそんなこと言ってるんですか。

委員長としての指揮を公正、公平にしていきたい。

西井委員長 やってますやん。

白石委員 やっていただきたい。

西井委員長 やってますやん。

白石委員 それはこれからことではないですか。

西井委員長 どこが不公平なんですか。

白石委員 これから議案を、この件について公正、公平に議論を尽くすということではないですか。

そのことを憂いているわけです。公正、公平にしてくださいじゃないですか。

西井委員長 歩み寄りはありませんかということをやっていますやん。

白石委員 まだ、常任委員会が2つか3つか、何の議論もされていない。そんなん、2回したから、3回したからというのは問題でも何でもありませんよ。1年、2年かけて議論するという事なんですよ。

西井委員長 それは白石委員の意見であって、朝岡委員の意見も中立な判断の中で今の状態がどうですよと言っている。

白石委員 いやいや、しかし、言うたじゃないですか、阿古委員が、12月議会で決めるんですかと、そんなことは一言も言ってませんというたのに今言った。だから言ってるわけですよ。

西井委員長 私は何も言うてませんやん。

白石委員 だから、公正、公平に中立性をもって運営してください。12月で決めるなんてそんなあほなことは、委員長としてまとめてほしくない。

西井委員長 私は12月に決めるも何も言うてない。

朝岡委員。

朝岡委員 白石委員が声を荒げておっしゃる意味がよく理解できませんけども、私は確かに賛同者の1人ですから、そういう意見を述べてますが、何も委員長にこうしてほしい、ああして、こういうふうな審査をしてほしいとお願いしてるわけでも何でもなくて、ただ、私は先ほども失礼な言い方と言うたかもしれんけども、12月議会で審査をする場を、もう今迫られている中で、こういう話がある、こういう話がやはり議論をしている中で、2つの委員会の方が、私はですよ、2つの委員会の方が先ほど来申し上げているように審査の目をたくさん広げて、十分な議論をする場がいいというふうに考えてるんです。それはそれで、今こうやって議論していただいているじゃないですか。それを、十分な議論、十分な議論というのが、限りなく議論をしても平行線であれば、私としては12月議会がもう始まる直前なのでそのときに私が。

白石委員 何で12月議会なんですか。限りなく議論せえなんて言うてないですよ。

朝岡委員 限りなくというか、何回も議論を深めなさいと。深めてるじゃないですか。私は深めてる

と思いますよ。皆さん方からいろいろ意見を聞いているじゃないですか。

白石委員 検証もしないでどう議論するんですか。

朝岡委員 検証。私はこれ直接言ってるので申しわけない、こういう意見はできるだけ避けたいと思いますが、私は検証するという事よりも、ここで議論をして、そして1度そういうテーブルに上げた時点で、15人の皆さんがそれがいいというような判断をするのであれば、私が今申し上げているような委員会の条例変更も望ましいのではないですかと。私が1人で言うてゐるわけではないですよ。それが、限りなく議論が深まらないとおっしゃいますけども、そのために11月1日、11月7日と経て、そういう話の中でこの委員会を早急につくって、この委員会の中でさまざまな公務のある中で委員長、副委員長の時間を工夫していただいて、こういう委員会がもう既に2回行われてます。だから、きょう決めろなんて言うてない。

やはり議論を尽くした上で、ただ、私は目前に迫る12月議会には一定の結論を出した方がいいのではないかという意見を持っていますというだけです。

西井委員長 白石委員。

白石委員 検証もされない。私は限度、いつまでも議論してええなんて、一言も言っていない。溝口委員長が言われた1年、2年実際に実施して検証し、その上で改正を考えてやるべきだということですよ。

そのことが棚上げと言われたら、では実際に法律を執行することはどうなんやと。やってもいないのに、ええことか悪いことかわからない。そのことを言ったら棚上げだと言われたら、何が正しいんや。判断もつかない。そうじゃないですか。

私は、議論するのはやぶさかではありません。きょうは常任委員会の中身について議論する、そういう準備もしてまいりました。するんやったら今からやります。皆さんがそういうふう直接2委員会、3委員会がいいんだと、いやいやそうじゃなくて、もう15人で本会議主義でいこうやないかい、人数が多いもんやったらそれがええんやないかいということで、議論に入りましょうよ、それやったら。

そういうことであります。

西井委員長 議長。

西川議長 1つお願いがありますねんけれども、委員長については推薦だろうが無記名投票であろうが、それは今委員長として役目を果たしていただいているので、それぞれの考えはあったとしても、あのときの議員発議については提案者ではありましたが、一旦は下げてもうておりますので。

白石委員 それは敬意を表してるんやから。

西川議長 せやから、そのことについて偏った運びをしてるとか、そういうふうな方へ議論を持っていってもらわんように、一旦は、今度はどういう形か知りませんよ、出てくるか出ていかへんか、それが提案者が誰であるのか、それはもうわかりませんが、今のところはそういうことでございますので。

それともう一つ、委員長、お願いしたいんですが、白石委員、今2常任委員会、また3常任委員会、それで本会議主義、いろいろあるというふうな議論に入っていったらどうかとい

うようなことをおっしゃるので。

白石委員 そういうことで、皆が決めたらいくがな。

西川議長 そやからやん。せやから、そういうふうなことを、あと1回か2回か知らんけれども、委員長、副委員長でそこらのところの取りまとめをしていただければと思います。吉武委員もそういうら辺の議論もあってどうかというふうな意見もおっしゃってるので。それはそういうふうに思いますし、委員長としては、意見は意見として提案者としてありましたけども、この委員会の運びとしてはちゃんと運んでもうてると僕は思うております。

白石委員 副委員長も含めて日程決めてや。

西川議長 せやからおれ言うてるやん、委員長、副委員長で決めて。

西井委員長 そしたら、この件について、また先ほど白石委員がおっしゃった本会議主義を、また2つの委員会ということは、委員会のことについての諮り方をできれば早急な形で会議を開きたいと思いますので、ご了解願います。よろしいですか。

白石委員 日程調整については相談してください。日程調整についてはね、相談してください。

西井委員長 今相談してますよ。

3番のそのほかについてを議題といたします。何かございますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、ここで委員外議員から発言の申し出があれば、許可いたします。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。

申し出の発言がないと認めます。

本日は委員会を開きましたところ、慎重審議いただきましてまことにありがとうございます。また、先ほど話が出たようなことの中で、またできるだけ早い機会に会議を開きたいと思いますが、そのときはまた皆さん方、大変忙しいと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時17分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

西 井 覚